



児童手当の支給 現況届の提出が必要です

☎ 福祉保健課 子育て支援係 ☎ 77-3914

児童手当は中学校修了前までの子どもを養育する父母などに
手当を支給する制度です。平成27年3月末日に児童手当の認定
を受けていた方は、現況届の提出が必要です

児童手当現況届

毎年6月1日における受給者
(子どもの父・母)および児童の
状況を把握し、6月以降も引き続
いて受給資格があるかどうかを調
査するものです。

■手続き

対象の方には、5月下旬に関係
書類を送付しました。6月30日(火)
が提出期限となりますので、お早
目の手続きをお願いいたします。

■添付書類

次に該当する方は、現況届と併
せて書類の提出が必要です。

- 芝山町国民健康保険以外の方
- ・受給者(振込口座の名義となっ
ている方)の健康保険証の写し

○平成27年1月1日現在で芝山町
に住所がなかった方

- ・所得課税証明書(平成26年分)
- ※平成27年1月1日に住所があっ
た市区町村で取得してください。

■注意事項

・現況届の提出がない場合、6月

以降の手当が受けられなくなり
ます。

- ・平成27年度所得税確定申告・市
町村民税申告がお済みでない方
については、所得の審査をする
ことができません。該当する方
は至急手続きをお願いします。

■申請窓口

福祉保健課子育て支援係
支給月 6月・10月・2月



田んぼにも春の風景

■支給月額

受給者(生計中心者)が所得制限額未満の方		
3歳未満	15,000円	一律
3歳以上小学校修了前	10,000円	※第3子以降は15,000円
中学生	10,000円	一律
受給者(生計中心者)が所得制限額以上の方		
特例給付	5,000円	

■所得制限額

扶養親族などの数	所得制限額 ※受給者(生計中心者)の所得
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※所得額は総所得額から医療費控除などを差し引いた額です。



平成27年4月分 入札結果

☎ 総務課 契約管財係 ☎ 77-3907

入札 執行年月日	工事(業務委託・物品)の名称	工事(業務委託・物 品納入)の箇所	落札価格 (円)	請負額(円)	契約の相手方
4月23日	スポーツ広場グラウンド整備工 事	芝山町スポーツ広場 (芝山町山田地先)	4,800,000	5,184,000	株式会社 石井興業
	固定資産台帳及び公共施設等 総合管理計画整備業務委託	芝山町全域	17,800,000	19,224,000	ランドブレイン 株式会社

動物の正しい飼い方 推進月間

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。

- 動物を飼う前に、周囲に迷惑をかけず、責任を持って最後まで飼えるか考えましょう。また、世話の方法やかかりやすい病気を確認しましょう。
- 感染症予防のため、動物との過剰なふれあいは控え、触った後は手を洗いましょう。
- 動物には、迷子札やマイクロチップをつけましょう。特に犬は、首輪などに登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務付けられています。
- 犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。
- 飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせることが必要です。
- 糞尿や鳴き声などによる被害を防止し、感染症や交通事故などの危険から守るため、猫は屋内で飼いましょう。
- 不妊去勢措置をしましょう。
- どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします。
- 愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大100万円の罰金が科せられます。
- 愛護動物を殺傷すると、最大で2年の懲役または200万円の罰金が科せられます。
- 動物は「命あるもの」です。人と動物との共生に配慮しましょう。

千葉県動物愛護センターでは、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しています。また、学校の授業や地元の勉強会などに無料で講師を派遣します。

問合せ先

- 山武健康福祉センター（保健所）
☎ 0475-54-0611
- 千葉県動物愛護センター
☎ 0476-93-5711
（公財）千葉県動物保護管理協会
☎ 043-214-7814

ねんきんダイヤル
☎ 0570-051165

- 予約の申込み方法
 - ① 年金の相談・手続きの予約は、相談希望日の1カ月前から予約専用電話または年金事務所、街角の年金相談センター窓口にてお受けします。
 - ② 受け付けの際に、基礎年金番号、氏名、住所、電話番号、相談内容などを確認します。お手元に年金手帳、または基礎年金番号通知書などをご用意ください。

■ 事前予約専用電話

実施事務所	予約専用電話番号
千葉年金事務所	043-242-6324
幕張年金事務所	043-212-7515
佐原年金事務所	0478-54-1442
年金相談センター千葉	043-241-1165

- 第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が全額負担します。国保を使って治療を受けると、国保は加入者の医療費を一時的に立替え、後から加害者に費用を請求します。
- ※ 無免許運転・スピード違反・飲酒運転などの重大な違反を犯した場合を除く。
- 事故にあつたら・・・
 - すぐに警察へ届ける。
 - ケガがあつたら人身事故扱いで交通事故証明を取り付ける。
 - 事故の状況を確認し記録をとる。

- 相手側の住所、氏名、電話番号、交通事故の場合は自賠責保険会社名、自賠責保険証明書番号、任意保険の番号を確認する。
- 届出が必要です！
国保で治療を受ける場合、「第三者行為による傷病届」が必要です。町民税務課国保年金係への届出を必ずしてください。
- ※ 国保に届け出る前に、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、国保が使えなくなります。示談を結ぶ前に必ずご相談ください。



年金事務所の相談・手続き 相談の前にまずは予約を

問 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3912

千葉県内の年金事務所および街角の年金相談センターでは、年金についての相談・手続きを予約制で実施しています。



交通事故や傷害事件にあつたら 必ず届出を!!

問 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3913

交通事故や傷害事件など、第三者の行為によって傷病を受けた場合でも、国保を使って治療を受けることができます。